

マッチングナビ システム利用約款

株式会社 アスク(以下、「甲」という。)がインターネット上で運営するトレナビ内のビジネスマッチングサイト「マッチングナビ」(以下、「サイト」という。)への掲載に対して、会員申込者(以下、「乙」という。)が案件及び求人マッチング管理システム(以下、「マッチングシステム」という。)の利用に関し、以下のとおり約款を定める。

第1条 (定義)

1. 「会員」とは、甲と乙が契約の成立に伴い、マッチングシステムの利用を許可された法人の事である。
2. 「掲載」とは、マッチングシステム内に会員の情報を登録し閲覧可能とすることである。
3. 「案件」とは、掲載に紐付く仕事の依頼又は引受内容を登録した情報のことである。
4. 「求人」とは、掲載に紐付く求人内容を登録した情報のことである。
5. 「依頼人」とは、案件への問合せまたは依頼を行った企業または者の総称である。
6. 「求職者」とは、求人への問合せまたは申込みを行った者の総称である。

第2条 (マッチングシステム)

マッチングシステムでは次の機能を有するソフトウェアを提供する。

1. 掲載を行うために必要となる各種企業情報の登録/修正機能。
2. 案件及び求人を登録するために必要となる案件と求人の登録/修正機能。
3. 依頼人から会員へ、案件への問合せおよび依頼ができるメール連絡機能。
4. 求職者から会員へ、求人への問合せおよび申込みができるメール連絡機能。
5. 案件および求人への問合せ件数を把握できる機能。

第3条 (契約の成立)

1. 会員希望者は、本約款を承認の上、トレナビ会員申込書に必要事項を記入し申込を行わなければならない。
2. 甲は会員申込に対し、承認した時点で、甲と乙の会員契約(以下、「本契約」という。)が成立する。

第4条 (会員の基本事項)

1. 乙は、本契約を遵守することを条件にマッチングシステムを利用することができる。
2. 乙は、本契約を満たしているかの判断を行うために必要な情報を必要に応じて甲に提供することを約束し、当該情報が正確かつ適正であることを保証する。
3. 乙は、案件および求人を掲載するために必要となる許認可や許諾を取得済みであることを保証する。
4. 乙は、マッチングシステムを利用するのに必要な機器、ソフトおよび人材をみずから用意し、これを維持する。
5. 甲は、マッチングシステムの閲覧者へ重大な影響を及ぼすと判断した場合に限り、乙の掲載に乙に告知することなく、非掲載をも含む変更をすることができることとし、乙はこれに異議を唱えないものとする。

第5条 (会員としての義務)

1. 乙は、マッチングシステムの利用に関しては、関連するすべての法令に従わなければならない。
2. 乙は、依頼人からの案件に対する問合せおよび依頼に対して、誠意を持って対応しなければならない。
3. 乙は、求職者からの求人に対する問合せおよび申込みに対して、誠意を持って対応しなければならない。
4. 乙は、会員としての義務を履行し、掲載内容に関する問合せに対応することとし、甲に何らの負担をかけない。
5. 乙は、掲載する情報について、その品質、機能、安全性、警告表示および取扱い説明書の記載に瑕疵の無いことと、関連諸法規、諸基準に適合していることを閲覧者に保障する。
6. 乙は、掲載内容に関して顧客または第三者からクレームを受けた場合(訴訟の提起含む)には、自らの責任と費用をもって誠実に対応し解決を図り、かつ再発防止に努める。
7. 乙は、前項のクレームに対しては顧客または第三者の意向を十分尊重して速やかに解決を図るとともに、甲に対して、その経過を随時報告することとする

第6条 (システム利用料)

1. 乙は、甲に対して、トレナビ会員申込書記載のマッチングナビ月額料金に消費税を加えた額を支払う。
2. 支払手数料は乙の負担とする。

第7条 （契約期間）

1. 本契約の有効期間は、アカウント発行から1年間とする。ただし、任期満了の1ヵ月前までに双方いずれからも書面による解約の意思がない限り、1年間延長されるものとし、以後も同様とする。
2. 本契約が期間満了、合意解約、解除等の理由の如何を問わず終了した場合、終了時にまだ未履行の債務がある場合、当該債務については、すべての債務の履行が完了するまでなお、本契約が適用される。

第8条 （管理責任者）

1. 乙は、本契約に基づく掲載を行うに際し、管理責任者を設けマッチングシステムの利用方法を十分理解する努力を行うとともに、甲からの問い合わせに対し、連絡手段となるメールアドレスを設け適宜連絡が取れる状態を維持することとする。
2. 乙は、管理責任者を変更する際は、変更後の管理責任者の氏名を甲に通知することとする。

第9条 （業務委託）

1. 甲および乙は、自らの責任において業務の全部または一部を第三者に委託することができる。
2. 前項の場合、甲および乙は、当該再委託先に対し、本契約所定と同等の義務を負わせるものとし、いかなる行為に対しても責任を負うものとする。

第10条 （著作権等）

1. 案件および求人を含む掲載に含まれる著作物の著作権は、乙が作成した著作物に対しては乙に帰属し、マッチングシステムに対しては、甲に帰属する。
2. 乙は、案件および求人を含む掲載にて使用する著作物が、第三者の著作権その他知的財産権、プライバシーポリシーその他の権利を侵害してはならない。また、第三者からのクレーム（損害賠償の請求、使用差し止めの請求など）を受けた場合、本契約中はもとより終了後に発生したものであっても、乙の責任と費用でこれを解決するものとし、甲にいかなる迷惑も及ぼさず、また甲が被った損害を補償する。ただし、当該紛争が、甲の責に帰すべき事由による場合は、この限りではない。

第11条 （補償と損害賠償額）

1. 乙は、本契約に違反し、あるいは、本契約に関連して第三者との間で発生した紛争（訴訟の提起を含む）については、乙の責任と費用にて解決し、甲に何らの迷惑をかけないものとする。
2. 本約款で免責を除く場合において、甲の故意、または過失で乙に損害が発生した場合、甲は当該損害を乙に対して賠償する。ただし、賠償金額は、乙が申込をしたプランのシステム利用料1ヵ月分を限度とする。

第12条 （守秘義務）

1. 甲および乙は、本契約期間中はもとより終了後も、本契約に基づき相手方から開示された情報を守秘し、第三者に開示してはならない。ただし、あらかじめ相手方の書面による承諾を得た場合には、この限りではない。
2. 甲および乙は、相手方より開示を受けた情報を、本契約の目的遂行に必要な範囲に限り、自らの責任において、本契約と同等の守秘義務を被開示者に課することを条件として、従業員、取引業者、弁護士または税理士等の専門家などの第三者に開示することができる。

第13条 （個人情報の保護）

1. 会員は、本約款に基づき取り扱いが生じる、個人を特定できる情報（以下「個人情報」という。）について、厳に秘密として取扱い、相手の同意が無い限り、本約款に係る業務遂行の目的以外の利用はせず、また第三者に漏洩してはならない。
2. 会員は、本約款に基づき取り扱う個人情報が会員の従業者以外の者が接することが無いよう管理し、また限られた従業者のみが接する事ができるなどの配慮を行い、従業者に秘密保持義務のあることを認識させるとも

に、遵守させることとする。

第14条 (顧客情報)

1. 乙は、サイトに掲載された個人情報保護方針の内容を理解および把握を行うとともに、依頼人および求職者から収集した個人情報の取り扱いに関して遵守しなければならない。
2. 乙は、顧客の個人情報を個人情報保護方針に掲載した範囲内でのみ利用することができる。
3. 甲が管理する顧客情報に対して、プライバシー保護および甲の信頼性維持の観点から、乙に開示する種類、範囲を、甲が適切と判断する制限措置を設けることができる。
4. 乙は、第三者に顧客情報を有償/無償を問わず、漏洩/開示/提供その他取扱わせてはならない。
5. 乙は、本契約終了後、甲が書面にて承諾した場合を除き、会員にて知り得た顧客情報を利用することはできない。また、乙は契約終了にあたり甲の管理下にある顧客情報を抽出等してはならない。
6. 乙は、個人情報の保護に関する法律上の個人情報取り扱い事業者に該当するか否かを問わず、同法にて定める個人情報取扱事業者としての義務を遵守しなければならない。

第15条 (中途解約)

1. 乙は、本契約の契約期間内であっても、甲に対し、解約予定日の1ヵ月前までに書面による通知を行い、本契約の中途解約を行うことができる。但し、本契約初年度では、解約申し時の月額料をもとにし、残存期間分の月額料を一括して甲に支払わなければならない。
2. 乙の責に帰すべき事由により、契約期間満了前に本契約が解除された場合、前項但し書きを準用する。

第16条 (契約解除)

1. 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、何等の催告も要せず、本契約の全部または一部を解除することができる。
 - (1) 本契約および本契約に付随して取決めた約定事項に違反したとき
 - (2) 相手方の社会的信用を著しく毀損したり、損害を与えた場合、又はその恐れがあるとき
 - (3) 重大な過失または背信行為があったとき
 - (4) 支払の停止があったとき、または仮差押さえ、仮処分、競売、破産、和議開始、会社更生手続き、会社整理開始、特別清算開始等の申立てを受け若しくは自ら申し立てたとき
 - (5) 手形、小切手につき不渡りを出し、若しくは手形交換所から取引停止処分を受け、若しくは支払い停止または支払不能に陥ったとき
 - (6) 公租公課の滞納処分を受けたとき
 - (7) 乙と連絡が途絶えたと甲が判断したとき
 - (8) 関係官庁から営業停止処分または営業許可若しくは注意または勧告をうけたとき
 - (9) 掲載内容が、公序良俗に反し、サイトにふさわしくないと甲が判断したとき
 - (10) その他本契約を継続し難い重大な事由が発生したとき
2. 甲は、事由のいかんを問わず、1ヵ月前までに書面で相手方に通知することにより本契約を解除することができる。

第17条 (契約終了後の措置)

1. 本契約が終了した場合、甲は本規定に従い、マッチングシステムの利用を停止する。
2. 甲は、本契約の終了時にマッチングシステムに含む会員情報を削除する事ができる。データベースに格納された依頼人や求職者などの個人情報は、契約終了後に一定期間経過後に甲が削除することとする。

第18条 (不可抗力)

天災地変その他不測の事態の発生等、甲乙双方の責に帰することができない事由により、委託業務の全部または一部の履行が遅延または不可能となったときには、甲乙双方本契約の違反とせず、その責を負わないものとする。

第19条 (免責)

1. 甲はサーバに障害が発生した等の理由により、サイトにおける乙または他の会員に支障が生じると甲が判断した場合には、必要となる措置を取る事ができる。
2. 甲は、乙に対する事前の承諾なく、サイトの仕様変更もしくはサービスの追加／停止を行うことができる。
3. 甲は、乙の出店に関して被った損害(サーバ停止、ネット販売システム障害／不具合、メール未送信、FAX 未送信およびサービスの全停止または一部停止含む事象、顧客との取引等によるものも含むが、それらに限らず、またその原因のいかんを問わない)について、賠償する責を負わない。

第20条 (協議事項)

本契約に定めのない事項または本契約の解釈に関して当事者間に疑義が発生した場合には、甲乙誠意をもって協議を行い、その対応を決定する。

第21条 (合意管轄)

本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関して発生する紛争については、千葉地方裁判所木更津支部を第一審の専属管轄裁判所とする。

第22条 (その他)

甲は、乙に事前の告知をする事なく、本約款または契約条件を任意に変更・改廃することができる。

平成 26 年 2 月 1 日制定